

監査公表 第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和 2 年(2020 年) 4 月 16 日

湖南省監査委員 渡 邊 悦 夫
同 松 原 栄 樹

定 期 監 査 結 果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・令和 2 年 2 月 14 日・17 日

2) 監査対象

・建設経済部

産業立地企画室、商工観光労政課、農林保全課、土木建設課
土木建設課（住宅室）、都市政策課

・上下水道事業所

上下水道課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、令和元年度（令和元年 12 月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果性を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められる。

全庁的な課題として、時間外勤務時間が突出して多い職員が存在する。また時間外勤務時間に対して、意識が薄い所属長が存在する。従前より指摘しているが、職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直し・工夫を行い更なる時間外勤務の削減に努められたい。

各課においては、下記のとおり改善点を記述する。

建設経済部

1) 産業立地企画室

・特になし

2) 商工観光労政課

・特になし

3) 農林保全課

・特になし

4) 土木建設課

・特になし

5) 土木建設課（住宅室）

・特になし

6) 都市政策課

・草津線複線化促進期成同盟会事業について、毎年事業計上され、観光事業は一定の成果が見受けられるが、複線化や利便性を上げるために、JR西日本への要望を継続的に努められたい。

上下水道事業所

1) 上下水道課

・特になし